鹿児島県公報

平成29年3月31日(金)第3301号の14



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

訓

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令(※)

(人事課取扱い) 1

訓

鹿児島県訓令第6号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程(平成19年鹿児島県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項第1号中「職員安全衛生管理規程(昭和56年鹿児島県訓令第4号)第4章」を「条例第11条」に改め、「療養休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同項第2号中「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に、「9②③」を「12の4②、12の5②」に、「15②」を「17②」に改め、同号備考の欄中「介護休暇」の次に「の承認」を加え、同項第12号中「部分休業一部取消報告書」の次に「,介護休暇一部取消報告書若しくは介護時間一部取消報告書」を加え、「22①ⅢⅣVVI」を「22①ⅢⅢIVV」に改める。

別表第4総務企画部の表17の項第1号を次のように改める。

(1) 国立公園事業の	大島支		\circ		
一部執行に係る環	庁				
境大臣への協議の					
申出又は認可の申					
請の経由(法10②					
③, 政令附則⑥ I					
П)					

別表第4総務企画部の表17の項第10号中「徴収」の次に「若しくは環境大臣への報告の経由」を加え、「立入検査等」を「立入検査」に改め、「35①②」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号備考の欄中「第3号、第7号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。」を削り、同号を同項第16号とし、同項第9号中「国定公園」を「国立公園」に改め、同号を同項第15号とし、同項第8号を同項第14号とし、同項第7号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「33①②」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号を同項第13号とし、同項第6号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「20⑧」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号を同項第12号とし、同項第5号中「特別地域等内において」を削り、「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑦」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号を同項第11号とし、同項第4号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑥」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号を同項第10号とし、同項第3号中「特別地域等内」を「国立公園の特別地域(特別保護地区を除く。)及び海域公園地区内」に改め、「許可」の次に「又は環

境大臣への許可の申請の経由」を、「22③」の次に「, 32, 政令附則⑥VI」を加え、同号備考 の欄中「注1」を削り、同号を同項第9号とし、同項第2号中「国定公園事業」を「国立公園 事業」に、「報告の徴収又は立入検査等の実施」を「環境大臣への報告の経由」に改め、「17 ①」の次に「、政令附則⑥V」を加え、同号を同項第8号とし、同項第1号の次に次の6号を 加える。

ルんる。					
(2) 国立公園事業者	大島支	0			
の氏名等の変更に	庁				
係る環境大臣への					
協議の申出又は認					
可の申請の経由					
(法10⑥, 政令附					
則⑥ I Ⅱ)					
(3) 国立公園事業に	大島支	\circ			
係る軽微な変更の	庁				
環境大臣への届出					
の経由(法10⑨,					
政令附則⑥Ⅲ)					
(4) 国立公園事業者	大島支	\circ			
である法人の合併	庁				
又は分割による承					
継に係る環境大臣					
への協議の申出又					
は承認の申請の経					
由 (法12①, 政令					
附則⑥IV)	l de l.				
(5) 国立公園事業者	大島支	\circ			
の死亡による場合	庁				
における地位の承					
継の環境大臣への					
承認の申請の経由					
(法12②, 政令附					
則⑥Ⅳ)	1. 🗅 🛨				
(6) 国立公園事業の	大島支	0			
休止又は廃止の環	庁				
境大臣への届出の					
経由(法13,政令					
附則⑥Ⅲ)	十自士		+		
(7) 国立公園事業の	大島支 庁	0			
認可の失効の環境 大臣への届出の経)1				
由 (法14②, 政令					
附則⑥Ⅲ)					

別表第4総務企画部の表19の項中「93①②, 政令11①IV③⑤⑥」を「93①, 政令11①IV②VI ③④⑤⑥」に改め、同表中26の項を削り、27の項を26の項とし、同表28の項備考の欄中「注2」 を「注1」に、「注3」を「注2」に改め、同項を同表27の項とし、同表29の項から31の項ま でを1項ずつ繰り上げ、同表注1を削り、同表注2を同表注1とし、同表注3を同表注2とす る。

別表第4保健福祉環境部の表6の項第5号中「14の2①②」を「14の2①②③」に改め、同 項第6号中「14の2③」を「14の2④」に改め、同項第8号中「23③⑤」を「23②④」に改め、 同表27の項に次の1号を加える。

												_		
(41) 市町村(こ対する	振興局			\circ									
保育の実施	施に関す													
る技術的	助言等の													
実施(地)	方自治法													
2450 4)														
別表第4保健	福祉環境	部の表31	の項	事務	の種	類の	欄中	「規!	 訓	の	<u>次に「.</u>	」 鹿児島	県ひと	ŋ
親家庭高等学校										_	-			
を加え、同項に					, ,,,,,	V ///	7 /11 3	(1 /9	,	0 / 1	± 11.1037	۷, ۵	∠ /// 1.]	_
(15) 対象講例					\bigcirc		\bigcirc	事務	所			7		
の可否の液		3/24////						長	,,,,,					
その通知														
34)	(3/11/10													
(16) 給付金(の支給の	振興局			0		0	事務	所			1		
可否の決定		3/34/24/19						長	,,,,,					
の通知(
(a)														
別表第4保健	:福祉環境	L 部の表中	33 <i>0</i>)	項を	35 <i>0</i>)	<u> </u>	1.	32 <i>0</i>)]	10	次に	次の21	」 頁を加え	ろ	
33 就学前				振興			,	024)	X V/	DCTC	D(12 Z 1)	7,170	0	1
の子ども	-	い		1/10/5	₹/HJ									
に関する														
教育、保		の徴収等												
育等の総		7 跃 快 守	(14											
合的な提		セァ どまほ	引の	振興	相局			0						1
供の推進		とここ 0 2		10人子	₩/HJ									
に関する		里(法300												
法律(平	المعارف المعارف	± (1200)	<i>(</i>)											
成18年法														
律第77号。														
以下この														
項中「法」														
という。)														
の施行に														
関する事														
務														
34 子ども	(1) 小堂	学校就学前	介子	振興	相局			0						1
・子育て		スは小学を		1/10/5	₩/HJ									
支援法		子どもの供												
(平成24		こ対する韓												
年法律第		と 書その 船												
65号。以		り提出等の												
下この項		(法15①)	> 1413											
中「法」		ず・保育を	シ行	振興	祖 局			0						
という。)		当等に対す		1/1/	\ / FJ									
の施行に		スは帳簿記												
関する事		是出等の命												
務		去15②)	14 14											
323		と教育・伊	~~~	振興	且局			0				1		1
		との業務管		1/10.7	√/⊓									
		り整備に関												
		ラ 歪 偏 (こ) 号 又 は 帳簿												
I	I O TK I	- / - 1 5 12人行	,	I		I	l	ı l				I		I

類等の提出等の命					
令及び立入検査等					
の実施等(法56①					
4)					

別表第4農林水産部の表2の項中第1号を削り,第2号を第1号とし,同項第3号中「38」を「31」に改め,同号を同項第2号とし,同表10の項第4号中「清算結了届出」を「清算結了の届出」に,「,73の10」を「〔64の2,64の3③〕,73の10,80〔73の10〕」に改め,同項第5号中「理事が」を「法人の理事が」に,「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め,同項第11号中「農事組合法人」を「法人」に改め,同号を同項第13号とし,同項中第10号を第12号とし,第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ,同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法人の監事から	振興局		\circ		
の報告の処理(法					
72⊘24 Ⅲ)					
(7) 法人の清算等に	振興局	\circ			
関する裁判所への					
意見の申述及び報					
告 (法72の43③④)					

別表第4農林水産部の表11の項を削り、同表12の項事務の種類の欄及び事項の欄を次のように改め、同項を同表11の項とする。

- 以め、同項を	円衣11の項とする。
12 食品表	食品関連事業者等
示法(平	からの報告の徴収及
成25年法	び立入検査等の実施
律第70号)	(法8①②,政令5
の施行に	① II III IV, 6 ① III IV
関する事	V)
務のうち	
品質表示	
の適正化	
に関する	
事務	
この項	
中食品表	
示法を	
「法」,	
食品表示	
法第15条	
の規定に	
よる権限	
の委任等	
に関する	
政令(平	
成27年政	
令第68号)	
を「政令」	
という。	
四丰佐 4 曲井	大文切の主由10の頂き1

別表第4農林水産部の表中13の項を12の項とし、14の項から53の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

53 災害対	(1) 災害時における	振興局	0	事務所	
策基本法	車両の移動等の命	(姶良		長(瀬	

(昭和36 年法律第 223号。 以下この 項中「法」 という。) の施行に	令及び自ら行う措 置の決定等(法76 の6①③)	伊佐地域振興除く。)				戸内事 務所長 及び徳 之島事 務所長 を 除 く。)
関する事	(2) 災害時における	振興局		\circ	\circ	事務所
務	他人の土地の一時	(姶良				長(瀬
	使用等(法76の 6	• 伊佐				戸内事
	4)	地域振				務所長
		興局を				及び徳
		除く。)				之島事
						務所長
						を除
						⟨ 。)

別表第4建設部の表1の項事務の種類の欄中「昭和32年法律第161号。」を削り、同項第1号中「22③」の次に「、32」を加え、同項第4号中「立入検査等」を「立入検査」に改め、同表10の項事務の種類の欄中「昭和36年法律第223号。」を削り、同表12の項第1号中「水位情報」を「洪水及び高潮に係る水位情報」に、「13の2」を「13の3、13の4」に改め、同表中31の項を削り、32の項を31の項とし、同表33の項事務の種類の欄を次のように改める。

33 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律 (平成27 年法律第 53号) の 施行に関 する事務 この項 中建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律を 「法」, 建築物の エネルギ 一消費性 能の向上 に関する 法律施行 規則(平 成28年国 土交通省 令第5号) を「省令」 という<u>。</u>

別表第4建設部の表33の項中第8号を第19号とし、第1号から第7号までを11号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第11号までとして次の11号を加える。

ず、同項に第1号から第	11号まで	とし	て次の	115	号を加	1え	る。	
(1) 建築主等に対す	振興局		(0	(\subset	屋久島	
る建築物に係る指							事務所	
導及び助言(法8)							長 徳	
							之島事	
							務所長	
(2) 建築主に対する	振興局		(0	(\subset	屋久島	
建築物エネルギー							事務所	
消費性能適合性判							長 徳	
定及び結果の通知							之島事	
(法12①②③④⑤)							務所長	
(3) 国等の機関の長	振興局		(0	(\supset	屋久島	
に対する建築物工							事務所	
ネルギー消費性能							長 徳	
適合性判定及び結							之島事	
果の通知(法13②							務所長	
3456)								
(4) 建築主に対する	振興局		(0	(\supset	屋久島	
特定建築物に係る							事務所	
基準適合命令 (法							長 徳	
14①)							之島事	
							務所長	
(5) 国等の機関の長	振興局		(0	(\supset	屋久島	
に対する特定建築							事務所	
物に係る基準適合							長 徳	
要請 (法14②)							之島事	
							務所長	
(6) 建築物エネルギ	振興局		(0	(\supset	屋久島	
一消費性能確保計							事務所	
画の提出者に対す							長 徳	
る提出に係る計画							之島事	
に係る指示及び命							務所長	
令 (法16①②)								
(7) 国等の機関の長	振興局		(0	(\subset	屋久島	
に対する通知に係							事務所	
る計画に係る協議							長 徳	
の要求(法16③)							之島事	
							務所長	
(8) 特定建築物に係	振興局			0		С	屋久島	
る報告の徴収及び							事務所	
立入検査(法17①)							長 徳	
							之島事	
							務所長	
(9) 建築主からの建	振興局		(0		\subset	屋久島	
築物の建築に関す							事務所	
る届出の処理並び							長 徳	
に届出に係る計画							之島事	

鹿 児 島 県 公 報 平成29年3月31日(金)第3301号の14

に係る指示及び命					務所長	
令(法19,法附則						
3 2 3 4)						
(10) 国等の機関の長	振興局		0	0	屋久島	
からの建築物の建					事務所	
築に関する通知の					長 徳	
処理及び通知に係					之島事	
る計画に係る協議					務所長	
の要求(法20②③,						
法附則3⑦⑧)						
(11) 建築物に係る報	振興局		0	\circ	屋久島	
告の徴収及び立入					事務所	
検査 (法21①, 法					長 徳	
附則39)					之島事	
					務所長	

別表第4建設部の表33の項に次の1号を加え、同項を同表32の項とする。

(20) 建築物エネルギ	振興局		\circ	\bigcirc	屋久島	
一消費性能確保計					事務所	
画の軽微な変更に					長 徳	
関する証明書の交					之島事	
付(省令11, 29)					務所長	

別表第4建設部の表中34の項を33の項とし、35の項から38の項までを1項ずつ繰り上げる。 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。